



平成29年2月2日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機 高経年化技術評価（30年目）に係る 原子炉施設保安規定変更認可について

当社は、平成28年2月15日、運転開始30年を迎える敦賀発電所2号機について、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則^{※1}」及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド^{※2}」に基づき、高経年化技術評価を実施するとともに長期保守管理方針を策定し、同方針を反映した原子炉施設保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

（平成28年2月15日 お知らせ済み）

その後の原子力規制委員会による審査の結果、本日、同委員会から原子炉施設保安規定変更の認可を受けました。

本件は、敦賀発電所2号機が現在行っている保全活動を継続することで、30年目以降もプラントの冷温停止状態が安全に維持できることについて認可を受けたものです。

当社は、今回認可を受けた原子炉施設保安規定に則り、今後とも敦賀発電所2号機の安全維持に努めてまいります。

※1：「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」では、発電用原子炉設置者は、原子炉の運転を開始した日以降30年を経過するまでに、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物について、経年劣化に関する技術的な評価（高経年化技術評価）を行い、この評価結果に基づき今後10年間に実施すべき原子炉施設についての保守管理に関する方針（長期保守管理方針）を策定し、原子炉施設保安規定に反映することが求められている。

※2：「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」では、高経年化技術評価の実施や長期保守管理方針の策定等にあたっての基本的な要求事項が規定されている。

また、同ガイドでは、高経年化技術評価の対象となるプラントが、運転開始以後30年を経過する日において技術基準に関する規則に適合しないものがある場合、運転開始後30年を経過する日から10年間は冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみ評価を行うことが規定されている。敦賀発電所2号機は新規基準への適合性確認審査中であることから、同規定に基づき、プラントの冷温停止状態が維持されることを前提とした高経年化技術評価を行った。

以上